

## 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業への取組状況について

桶川市健康推進部

保険年金課 木暮 桂 新里 友里

健康増進課 青木 智子

### 1 経緯

令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、高齢者保健事業と介護保険予防の一体的な実施が規定された。

埼玉県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、令和3年度から事業に取り組むにあたり、関係課（介護部門・衛生部門）による桶川市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（以下「事業」という。）庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置した。内容を検討するため3回の庁内連絡会を開催し、事業を開始した。なお、庁内連絡会は毎年度3回程度実施している。

### 2 被保険者の分析

事業に取り組むにあたり、令和3年度に埼玉県国民健康保険団体連合会の協力を得て、KDBシステムから被保険者の現状の課題を把握した。課題は以下のとおり。

#### 1) 生活習慣病の課題

- ① 有病者が国・県と比べ多い。
- ② 腎不全・透析が増加している。

#### 2) フレイルの課題

- ① 筋・骨格系疾患が増加している。
- ② 女性でやせの割合が高い。
- ③ 転倒回数が多い。
- ④ 固いものの食べにくさは自覚しているが、半数は歯科未受診者である。

### 3 実施方法及び内容

庁内連絡会及び被保険者の分析から、既存事業を関係課で共有し、連携した取り組みが可能な以下の1)及び2)を実施することとした。

#### 1) ポピュレーションアプローチ

令和3年度から、モデル事業として介護部門でかかわりのある「通いの場」の4団体に「フレイル予防講座」を実施した。実施内容は、1団体に対し4回コース（フレイルとは/オーラルフレイルについて/食事・栄養について/まとめ）とし、保険年金課保健師が実施した。また、事業実施にあたり高齢介護課職員（保健師）も同行した。

令和4年度は、対象団体数を拡大し、保健師による「フレイルとは」の講話とセットとし「食事・栄養に関するフレイル予防」（以下「栄養」という。）は埼玉県栄養士会へ、「歯科口腔フレイル予防」（以下「歯科」という。）は北足立歯科医師会へ委託し、計23団体に実施した。

令和5年度は前年度に「栄養」を実施した団体へは「歯科」を、「歯科」を実施した団体へは「栄養」を実施した。新規団体へは「歯科」とし、計24団体に事業を実施した。

実施団体数及び受講者は表1「ポピュレーションアプローチ実績」のとおり。

表1 ポピュレーションアプローチ実績

	団体数	参加者	再掲	
			食事・栄養	口腔
令和3年度	4団体	77人	77人	
令和4年度	23団体	420人	166人	189人
令和5年度	24団体	342人	178人	164人

2) ハイリスクアプローチ

令和3年度から、KDBシステムより「健康不明者」を抽出し、個別通知後、保健師が個別対応を行っている。通知の中でアンケートを実施しているが、健康に関する相談を希望されている者に対しては、後日保健師より電話にて相談を実施している。

令和5年度においては新たに「高血糖対策」として昨年度健康診査で受診勧奨値(HbA1c7.0以上)であったが、未受診だった者への訪問指導を開始した。なお、対象者は80歳未満で過去に糖尿病、悪性新生物、脳血管疾患及び認知症の通院歴がない者とした。

訪問は、保健師と埼玉県栄養士会に委託した栄養士1名で実施している。訪問時の役割分担は、保健師が受診勧奨に係る指導を、栄養士が食事に関する指導を実施している。

また、初回訪問で目標を設定し、概ね3か月後にその達成度を確認し終了としている。

実施実績は表2「ハイリスクアプローチ実績」のとおり。

表2 ハイリスクアプローチ実績

	健康不明者		高血糖対策	
	対象者	把握者 (内健康相談利用者)	対象者	指導実施者
令和3年度	128人	45人(11人)		
令和4年度	58人	21人(2人)		
令和5年度*12月末時点	71人	24人(2人)	17人	4人

4 アンケート結果及び考察

ポピュレーションアプローチ後のアンケート結果では、フレイル予防について9割程度の者が理解し、実践する意欲が見られた。これは、「栄養」と「歯科」の講和を各年度で実施しており、さらに毎回保健師が「フレイル」についての全般的な説明を行っているため、知識の定着率が高いと考える。令和5年度は経過途中だが、ハイリスクアプローチの「健康不明者」へのアンケート結果では、「健康観」が高く、「体重減少」や「認知機能の低下」はない者が多かった。また、健康診査を受診しない理由としては、「健診を受診することで、病気が発見され治療が開始されることを望まないこと」や、「自身で運動などに取り組んでいる」「健康に自信がある」が多かった。なお、今年度より実施している「高血糖者」への指導の中で、受診勧奨も行っているが、自身の価値観により再受診を行えない者もいた。

高齢者は、価値観や生活習慣を変えることはなかなか難しいと思われる。しかし、新しい知識の習得は繰り返し行うことで、定着率が高くなり、意欲への向上も期待できると考える。また、価値観の変容を促すためには、効果的な事業をさらに検討していく必要があると考える。

<参考図書>「後期高齢者医療制度担当者ハンドブック 2023」社会保険出版社

## 地域の感染症対応力向上を目指す ICN との連携会議を開催して

埼玉県狭山保健所 ○南場由美、田島準也、星野ちさと、古川智尋、西村邦裕、  
小口千春、川上宮子、田島貴子、辻村信正

### 1 はじめに

コロナ禍を経て地域全体での感染症対策のさらなる充実が求められている。特に当所は県型保健所では管轄規模が最大で、医療施設も多く医療資源に恵まれる一方、地域における感染症拡大防止対策の強化が必要である。そこで、今回、地域の横断的な体制を構築することを目的に地域の感染症対策の基幹的な役割を担う感染対策向上加算1医療機関（以下「加算1医療機関」）の感染管理認定看護師（以下、「ICN」）との連携会議を開催し、今後の在り方を検討したため報告する。

### 2 経緯

コロナ禍以前は、感染症発生の早期探知及び蔓延防止対策強化・連携を目的として、管内の加算1医療機関4施設に所属するICNと定期的に「情報交換会」を開催し、ICNの協力を得て地域関係機関を対象とした「感染症予防研修会」等を開催していた。

一方、コロナ禍以降は、次のように感染症対策が変化しており、これらを踏まえ、4年ぶりに加算1医療機関のICNとの連携会議を再開した。

- ① 高齢者施設・医療機関の感染予防、感染症発生時の感染拡大防止。新型コロナウイルス感染症発生施設へのCOVMATやICNの協力を得た感染拡大防止対策の指導
- ② 感染症対策における地域保健医療福祉機関との更なる連携・情報共有の必要性の高まり
- ③ 各加算1医療機関による感染対策向上地域連携カンファレンスへの保健所の参加
- ④ 新たな感染症発生時の対応準備

### 3 実施内容・結果

〈表1〉 連携会議の概要

会議	第1回連携会議	第2回連携会議
日時/場所	令和5年7月24日(月) 16:00～17:00 オンライン会議	令和5年12月12日(火) 16:00～17:00 オンライン会議
参加者・数	加算1医療機関4施設 ICN6人、狭山保健所6人	加算1医療機関4施設 ICN5人、狭山保健所7人
議事	(1)管内の感染症発生動向等について (2)新型コロナウイルス感染症の高齢者等施設での発生状況と対策 (3)外来感染対策向上加算カンファレンスの内容について (4)その他(本会議の今後の方針について等)	(1)令和5年度狭山保健所管内新型コロナウイルス感染症関係機関連携会議行政部会についての情報共有 (2)管内の感染症発生動向等について (3)外来感染対策向上加算カンファレンスの内容について (4)その他(発生届電子化の状況、各医療機関における対応に苦慮した感染症事例)

(1) 狭山保健所から

#### 【事例報告】

- ① 各医療機関における結核も視野に入れた感染対策の必要性を共有するため、コロナ禍で診断が遅れ排菌量が増加し、院内や事業所で接触者健診を要した結核の事例を報告した。
- ② 年度当初、麻しん患者の感染源が疑われた大規模事業所への調査・対応を行った。その際、参加4医療機関に患者発生時の外来対応を依頼した。その結果、新たな患者の発生は無く、感染源は不明として対応は終了したが、保健所での麻しん対策の役割、県や必要時国立感染症研究所に協力得る体制についてICNに理解を得る機会となった。

#### 【新型コロナウイルス感染症対策について】

- ③ 新型コロナウイルス感染症の高齢者施設等での発生状況と「新型コロナウイルス感染症予防対策研修会」（高齢者施設を対象）の開催結果を共有し、引き続き ICN の現地指導の協力を依頼した。
- ④ 新型コロナウイルス感染症 5 類移行後、在宅での軽症陽性者支援力を高め、入院病床の逼迫を回避することを目指した「訪問介護・居宅介護支援事業所向けの研修会」の開催の必要性を共有し、講義や実技演習講師の協力を依頼した。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対応を振り返り、新たな感染症の発生も見据え、各機関の役割を考える機会とするため開催した「保健医療福祉関係機関との連携会議」について報告した。

(2) 加算 1 医療機関から

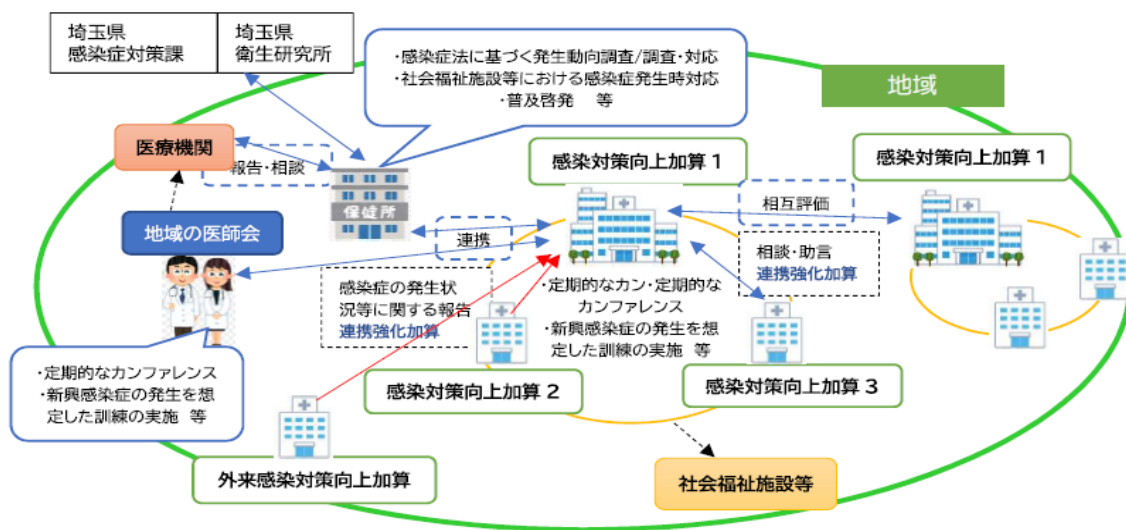
- ① 各加算 1 医療機関における外来感染対策向上加算（令和 4 年の診療報酬改定で新設）カンファレンスの実施状況について報告があり、効果的な開催方法について情報共有された。
- ② 加算 1 医療機関は、加算 2・3 医療機関への現地指導を行っているが、医療法に基づく保健所の立入検査の指導内容について共有を求める提案があった。

4 考察

連携会議の開催方法を、参加者からの希望により ZOOM 開催とすることで、日程調整しやすく 4 医療機関の ICN 全員の参加が可能になったと考える。また、会議の中で ICN から提案を受けたとおり、加算 1 医療機関と保健所の各立場で医療機関に指導を行った内容を共有・分析することにより、地域医療機関における院内感染防止対策に還元でき、地域の感染症対策の向上につながると考えられる。

5 まとめ

本会議の開催により、地域の中核医療機関である加算 1 医療機関同士が顔を合わせ、保健所を含めた地域の連携強化の機会が得られた。迅速な感染症対応には地域単位での対応が必要である。今回、各感染加算 1 医療機関が開催する感染加算向上地域カンファレンスとの連携により、地域単位での感染症対策への向上が感染症発生予防・発生した感染症の蔓延防止につながる可能性を再認識できた。新型コロナウイルス感染症をきっかけに立ち上げた「狭山保健所管内新型コロナウイルス感染症関係機関連携会議」（別報告）とも連動し、今後も継続的に当該会議を開催することにより緊密な地域連携体制を構築していきたい。



〈図 1〉 地域における感染症対策の連携体制

## 訪問看護連絡会を通じた地域連携推進の取り組み ～精神保健に関する研修会を通して～

埼玉県熊谷保健所

○江森美穂 水野瑛理 蘭美菜子 大竹佳 小泉優理 中山由紀

### 1 経緯

急速な高齢化が進展している県北部地域の特性を踏まえ、地域包括ケアシステム構築に向けた看護職等の連携体制の充実強化と人材育成を目的に「訪問看護連絡会」を発足した。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、訪問看護連絡会は中止が続いていた。その中で、コロナ陽性患者への療養支援において、訪問看護事業所と顔の見える関係づくりの重要性を再認識したことから、令和4年度に改めて訪問看護連絡会を再開することとした。そこで、再開後の訪問看護連絡会の経過と地域連携推進の取り組みについて報告する。

### 2 実施内容

令和4年度以降の研修会の内容については表1のとおりである。

表1<実施した研修内容>

	研修概要 (R4年度はテーマのみ)	参加者数
R4 年 度	テーマ「在宅での新型コロナウイルス感染症患者への対応」	15名
	テーマ「災害対策について」	19名
R5 年 度	<b>【1回目】</b> <目的> ・精神科領域を含む地域で活動する関係機関とつながりを持つ機会とする ・メンタル不調を抱える在宅療養者を支援するための知識の習得と技術の向上 <内容> (1) 講義 「在宅ケアにおけるメンタル不調のある人の観察ポイント～患者・家族の支援のために～」 (2) 情報提供 「精神障害者、メンタル不調者も暮らしやすい地域づくり」 (3) 情報交換 「関係機関と連携した支援について」	36名
	<b>【2回目】</b> テーマ「医療的ケア児の支援における地域連携と災害対策 (予定)」	—

令和4年度に実施したアンケートより、精神保健をテーマとしての研修を希望していることや、支援者が精神保健に関して情報交換をする場がほしいとのニーズを把握した。今年度は実施前に、訪問看護教育ステーション事業に参画している事業所へヒアリングを行ったところ、「地域の連携不足から、対象者を地域サービスにつなげにくく、相談窓口が見つからない。」という意見を聞くことができた。そこで、令和4年度まで対象者を訪問看護事業所と市町に絞っていたが、令和5年度は地域連携をより強化するため、訪問看護事業所だけでなく、市町障害福祉担当課や基幹相談支援センター・相談事業所等に対象を拡大した。

講義は地域に根差した医療を行っている精神科医を講師に迎え、在宅ケアで課題となるメンタル不調者への対応をテーマとした。講師の選定については、研修会が医師とつながりを持つきっかけとなることを意識して行った。医師からの講話と共に、保健所の精神保健活動や地域支援体制の整備について情報提供を行った。そして、参加者が支援を行う上で課題について共有し、関係機関と連携して取り組んだ事例について、情報交換を行った。

### 3 結果

令和5年度1回目のアンケート結果から、研修会に参加した動機では参加者の74%が「学びを深めたいため」と回答したが、参加者の19%が「関係機関との連携強化のため」と回答し、研修へ参加することで地域連携のきっかけづくりを期待する様子がみられた。情報交換では「訪問看護師が単独で解決することは困難であり、相談事業所等と連携し、チームで対応していくことが必要」との意見や「訪問看護師だけではなく、ケアマネージャーと連携したことで成功につながった」といった意見が出され、地域連携の重要性を認識することができた。また、情報交換において参加者の64%が「業務の参考になった」、参加者の33%が「参考になった」と回答した。訪問看護師だけでなく、精神保健福祉士や作業療法士等の様々な職種が参加したことで、在宅ケアの支援者が職種を超えて、現状や課題について学びを深める機会とすることができた。また、今後の業務を進めていく上で、地域連携を深めるきっかけを作ることができた。

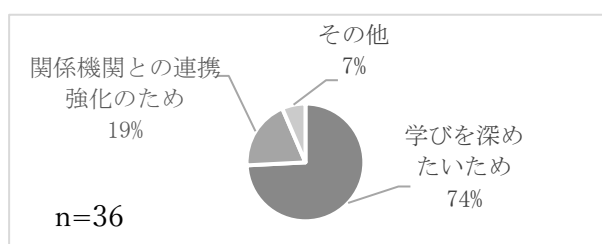


図1<研修会に参加した動機>

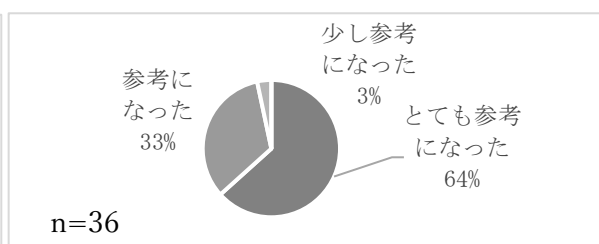


図2<情報交換は業務の参加になったか>

### 4 考察

#### (1) 複合的なニーズへの対応の必要性

令和4年12月の精神保健福祉法の改正により、精神保健に関する相談は、精神障害者に限らず、メンタルヘルスに課題のある者が対象となることが明記された。メンタルヘルスは、子どもから高齢者に至る全ての世代に関わる課題である。母子保健、障害福祉、高齢介護、生活保護など様々な切り口からの把握と支援が必要であり、地域保健福祉に従事する者は、職種や組織を超えてつながり、共に学びながら課題解決に向け、対応していく必要がある。

#### (2) 地域における保健所の役割

在宅ケアにおける対象者のニーズはメンタルヘルスのほか、感染症や歯科保健、災害対策なども、疾患や障害の種別に関わらない共通の課題である。

公衆衛生を担う保健所は、疾病の発症予防から早期発見、重症化予防まで、幅広く予防の視点から住民に関わり、広域的に地域の関係機関や職種に働きかけ、実践的なつながりを機能させていく役割があると考えられる。訪問看護連絡会はそのためのひとつの取り組みであり、今後も所内においては担当を横断的に組織し、地域のニーズを捉えて柔軟にテーマを取り上げていきたい。

### 5 おわりに

訪問看護連絡会で参加者にとってのスキルアップができる場となり、地域連携を深めるきっかけにもなった。次回の研修会では、関係機関の連携が重要なテーマの一つである医療的ケア児の災害対策を取り上げる。今後も地域ケアを担う支援者同士の地域連携を推進し、顔の見える連携を強化していきたい。

災害を想定した保健活動～合同防災訓練で避難所生活保健指導を実施して～

富士見市健康増進センター ○小林綾子 平貴美子  
 富士見市子ども未来応援センター 村井佐恵

1 経緯

富士見市では昭和57年、平成3年の台風被害で大規模床上・床下浸水が発生、河川改修や排水ポンプの整備が進み、大規模な被害は減少したものの、近年では異常気象によるゲリラ豪雨の影響で、一部の地域に床上浸水や道路冠水などの被害も出ている。特に市内を流れる柳瀬川沿いに位置し、住宅が密集している水谷東地区では、過去に水害による被害が大きかったことから、町内会で防災訓練を定期的に行い、災害に備えてきた経過がある。平成20年ごろに町会役員から防災担当課を通して「防災訓練の中で、避難所生活で気をつけることを教えてほしい」と相談を受けたことがきっかけとなり、毎年、保健師が防災訓練に参加し、避難所生活保健指導を実施してきた。

今回は、これまでの経過を振り返ることで、今後の課題について検討し、また、地域とのつながりの大切さについて、考察をする機会となったので報告する。

2 実施内容

(1) 水谷東地区の防災訓練 (表1、図1参照)

阪神淡路大震災をきっかけに町会で防災訓練を実施。

毎年12月に水谷東小学校の校庭と体育館を会場に実施している。

参加者：水谷東地区4町会と隣接している志木市柏町内会、水谷中学校、水谷東小学校、志木中学校の生徒、関係者を含め約300人が参加。

防災訓練の内容：町会ごと20～30人ずつ8～9グループに分かれてブースを1つずつ回る。各ブース約15分で、内容は初期消火訓練、起震車体験、AED操作、応急処置、伝言ダイヤル体験、避難所生活保健指導などを実施。

表1 水谷東地区防災訓練の流れ

	9:45	10:00	10:15	10:30	...
水谷東1丁目	天ぷら	水消火	バケツ	伝言・起震	...
水谷東2丁目A	クイズ	天ぷら	水消火	バケツ	...
水谷東2丁目B	避難指導	クイズ	天ぷら	水消火	...
水谷東3丁目A	AED	避難指導	クイズ	天ぷら	...
水谷東3丁目B	担架	AED	避難指導	クイズ	...
榎町	伝言・起震	担架	AED	避難指導	...
柏町A	バケツ	伝言・起震	担架	AED	...
柏町B	水消火	バケツ	伝言・起震	担架	...

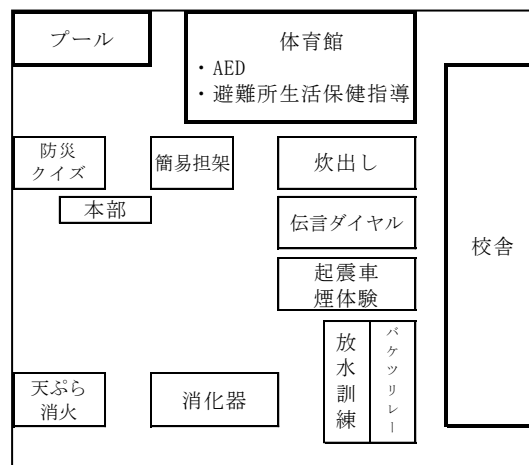


図1 水谷東地区防災訓練

(2) 保健師が実施する「避難所生活保健指導」

1) 指導内容

避難所生活による健康被害を防ぐ内容として、8項目について説明。

- ①避難所生活の特徴 ②水分補給 ③感染症の予防 ④トイレの使い方 ⑤食中毒の予防  
⑥エコノミークラス症候群の予防 ⑦生活不活発病の予防 ⑧災害時に健康を守るために  
用意しておきたいもの

## 2) 指導方法

指導内容についてA2サイズの模造紙にまとめ、紙芝居のように1枚ずつ提示しながら説明。

(図2参照)

特に「感染症の予防」については、手洗いで洗い残しが多い部分をしっかり洗うための注意点を、保健師が作成した標語に合わせて市民と一緒に

手洗いを実践。また、「エコノミークラス症候群の予防」でも簡単な体操と一緒に実施。

指導内容については、基本的な内容に加え新型コロナウイルス感染症のまん延時には、改めて感染症予防におけるマスクの着用、アルコール消毒の使用法、換気の必要性などに重点を置いて説明し、また、猛暑日が続いた年には復旧作業や避難所生活における熱中症予防対策の必要性を説明するなど、毎回、防災訓練前に内容を見直して実施した。



図2 保健指導の様子

## 3 事業の成果及び考察

毎年同じ内容を繰り返して実施することで、継続して参加している市民の中には手洗いの標語を覚えていて一緒に声をだして実践する方もいた。実際に災害があった場合、すべての避難所に保健師が出向くことは難しいため、防災訓練で話を聞いた市民が保健指導の内容を一つでも思い出し声をかけあっていくことで、避難所生活で生じる健康被害を未然に防ぐことにつながるのではないかと考える。

また、町会長連合会を通して水谷東地区における実践内容が他町会にも伝わり、「うちの町会も保健師に来てほしい。」と依頼が来るようになり、水谷東地区だけではなく他の地区の防災訓練にも、活動の場が広がった。富士見市では以前から保健師が地域に出向いて健康相談や介護予防事業などを実施することを大切にしてきたことから、町会単位での地域住民と保健師の顔つなぎができており、こうした保健事業を通じた普段からのつながりが、災害時の健康教育を実施しやすい環境づくりになったと考える。

## 4 今後に向けて

異常気象による猛暑やパンデミックなど新たな健康課題がある中で、一人ひとりが避難所生活で健康を守ることでできるよう、保健指導について内容の検討をしていく。

保健師が防災訓練に参加をしている地域はまだ市内の一部のみであるため、今後は保健師から声をかけ、少しでも多くの地域で保健指導を実施する必要がある。また、市民から声をかけてもらいやすい関係が築けるよう、事業を通じた地域とのつながりを今後も大切にしていきたい。



## 秩父地域における災害時の難病患者等支援体制整備 ～12年間の歩みと今後の展望～

秩父保健所 ○鈴木幸子 荒井栄子 吉場明美 山川萌華  
平井海将 井上治美 島田道太 柳澤大輔

### 1 はじめに

平成23年の東日本大震災の際、在宅難病患者への安否確認がスムーズに実施できなかったことを機に、秩父地域における災害時の支援体制整備が必要だという課題が浮かび上がった。

そこで保健所が中心となり、組織の垣根を越えて協働できる体制づくりに取り組んだ。

その結果、関係機関の役割分担や課題を検討・合意形成する仕組みが整理され、さらに各機関が主体的かつ柔軟に支援の裾野を拡大することにつながっている。12年間の取組を振り返り、成果と今後の展望について報告する。

### 2 経過

年度	取組内容	課題・結果・成果
H23	H23. 3月 東日本大震災 安否確認の混乱	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人の患者に関係機関がバラバラに安否確認し、機関間で共有されなかった。一部の市町では発電機を貸出したが制度として確立していたわけではなかった。</li> <li>●患者側の平時からの備えと支援者側の災害時支援のルール、両方が必要だという課題が明らかとなった。</li> </ul>
24	①患者宅へ市町（保健部門）・訪看と同行訪問 ②患者向けリーフレット作成・配布による啓発 ③市町・病院・訪看へヒアリング ④「災害時の難病患者支援従事者連絡会」（以降、「連絡会」）開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時要援護者支援窓口である市町の取組や、病院・訪看の状況を把握するとともに、安否確認と情報共有の体制を整える必要性を共有した。</li> <li>●まずは検討の場の設置が必要と考え保健所から呼びかけたところ、関係機関の賛同を得られ第1回連絡会を開催した。</li> </ul>
25	①②③④継続、 ⑤試行的に個別支援計画を作成 ⑥「災害時の難病患者支援従事者研修会」開催 ⑦消防本部主催「秩父地域危機対策地域協議会」開催 ⑧災害時要援護者登録制度を患者に周知し、同意を得た医療機器使用患者の情報を市町に提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●連絡会により、担当者レベルにおいて各機関の災害時対応の整備状況や互いの役割について共通理解が進んだ。</li> <li>●消防本部主催の会議でも災害時支援を議題に上げていただき、市町の課長等に現状や方向性を共有することができた。</li> <li>●大雪による災害が発生し、消防を含めた患者情報の共有の必要性を痛感し、連絡会への参加を求めたところ賛同を得られた。</li> </ul>
26	①②⑥⑦⑧継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担当者による連絡会、管理職による秩父地域危機対策地域協議会の両輪により、課題共有・合意形成を一步ずつ進めた。</li> <li>●市町による個別支援の推進と充実によりヒアリングは終了した。</li> </ul>
27	④連絡会に、新たに消防本部の参加を得て開催	
28	⑤試行的な個別支援計画作成の積み重ねを元に「秩父保健所版 災害時個別支援計画」を作成し活用開始	
29	①⑤⑥⑧継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●難病対策地域協議会の設置により正式に組織的な意思決定の場ができた。</li> </ul>
30	⑨難病対策地域協議会開催（④と⑦を難病対策地域協議会に統合）	
R1	①⑥⑧⑨継続 ⑤を改編した「難病患者災害時個別支援計画作成マニュアル」を、難病対策地域協議会と保健医療協議会の連名により作成した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健医療協議会の承認を経て、マニュアルが、難病患者以外の対象者も含め地域で使用する正式なツールとなった。皆が活用できるよう保健所ホームページに掲載した。</li> </ul>
2	コロナ禍においても①⑤⑧を継続。⑨を書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「災害時の難病患者支援従事者研修会」において「難病患者災害時個別支援計画作成マニュアル」を周知した。</li> <li>●関係機関がマニュアルを用いて個別支援計画作成に主体的に取り組み始めた。</li> </ul>
3		
4	① ⑤⑥⑧⑨継続	
5		



図1 PDCA展開の4つの柱

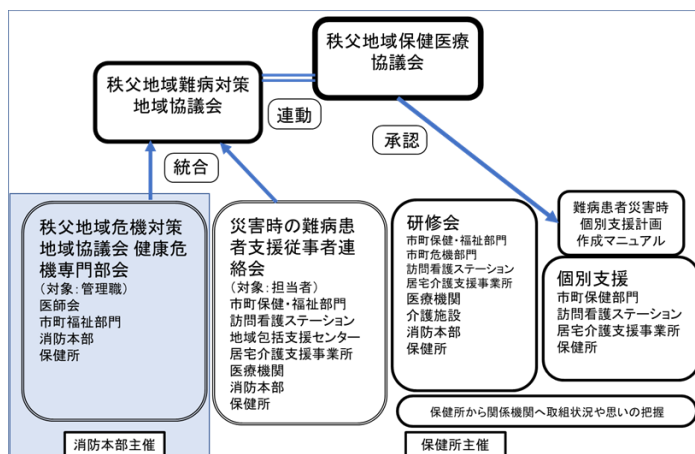


図2 災害時の難病患者等支援体制 整備の仕組み

### 3 成果

- ① 関係機関との同行訪問を基本として継続したことにより、患者や家族の地域生活の状況を知り、そこから課題を抽出・共有、対策の必要性の共通認識に結びついた。
- ② 「災害時の難病患者支援従事者連絡会」により関係機関担当者が顔の見える関係となり、情報共有や相互の連絡が促進した。
- ③ 連絡会と「秩父地域危機対策地域協議会」を、機能強化のために「秩父地域難病対策地域協議会」に統合したことにより、正式な意思決定の場ができ組織として取り組む課題であることが共有された。
- ④ 管内統一様式による「難病患者災害時個別支援計画作成マニュアル」の作成・活用により、自助の推進や、個々の患者の状況を支援機関全体で共有することにつながった。今後は難病患者以外にも活用されることが期待できる。
- ⑤ 研修会をタイムリーなテーマ・講師で開催することにより、知識や支援手法が更新され、関係機関担当者の自信につながった（アンケート結果等から）。
- ⑥ こまめなヒアリングと合意形成を図りながら進めたことにより、できること・できないことが整理され、各機関が主体的かつ柔軟に自機関でできる支援を展開するなど支援の幅が広がった。  
(例 役場において患者貸出用の発電機の用意、行政から医療機関への電源確保の依頼と合意、市町担当者が主体となつての個別支援計画作成等)
- ⑦ 体制整備の軸とした4つの柱を毎年見直しながらPDCAサイクルを展開したことにより(図1)、一歩ずつ着実に支援の仕組みが整備されたと考えられる(図2)。

### 4 まとめと今後の展望

震災時の安否確認連絡の状況に危機感を感じた担当者の「本気で何とかしたい」との思いを機に、災害時の支援体制構築に向けた多機関と協働した取組を12年間継続してきた。代々の担当者や上司が、業務だけでなく志や思いを引き継いできた結果だと考える。

目指す所は同じでも、温度や速度、方法論は立場により異なるが、同じテーブルに着き、自機関でできる支援の検討を重ねてくださる関係機関の姿勢に感謝し、今後も力を合わせていきたい。

秩父保健所は今春、長年携わったベテラン職員の異動や退職が考えられる。代替わりしても、これまでのように患者の立場に立って考える視点、全般を俯瞰する視点、流れを見失わない視点をもち、広域を管轄する保健所だからできるマネジメント機能を果たせるよう努力したい。

## 親子教室（カンガルーの会）について

所属：川越市保健所健康づくり支援課

○宮崎絵理 急式愛 山本文枝

### 1 はじめに

本市では、川越市児童発達支援センターを開設して5年が経過し、発達支援に係る保健センターの役割を検討した際、親子教室（カンガルーの会）の目的、方法を見直した。保健センターのみで実施する発達の見立てに重点を置いた教室運営から、児童発達支援センターと連携して実施する、保護者支援に重点を置いた教室運営に変更した。

保健センターと児童発達支援センターの連携という新たな取り組みでの親子教室について報告する。

### 2 目的

集団での心理相談の場として、遊びを通して児の様子、親子関係を観察し、今後の支援を検討する。保護者の育児不安の軽減を図ることを目的とする。

### 3 方法

#### (1) 内容

集団での自由遊び、設定遊び、手遊び等

#### (2) 対象

支援が必要だと思われる概ね1歳半から3歳までの児とその保護者

#### (3) 従事者

保健師、心理相談員、保育士（川越市児童発達支援センター）等

#### (4) 日程

月1回

#### (5) 定員

16名。

#### (6) 利用期間

1年間

※所属が決まった（保育園、幼稚園入園）場合や、親子教室終了後の支援が決まった場合には、1年間を待たずに終了。

#### (7) 参加の流れ

心理相談員、地区担当保健師との個別相談等を通して参加

## 4 結果

令和4年度 実績

実施回数	参加組数		結果		フォロー先				
	実	延	継続	終了	フォロ ー 不要	3健	個別心理	児童発 達支援 センタ ー	電話
8	20	100	4	16	2	1	5	7	1

## 5 考察

児童発達支援センターの職員が親子教室（カンガルーの会）に参加することにより、支援を必要とする児をスムーズに同センターの相談につなぐことができた。また、保健センターの保健師は、児の発達を見立てる力の向上や児の関わりに悩む保護者への関わり方を学ぶことができた。

月1回の実施であるが、保護者と信頼関係を築くことができ、今後の支援の必要性について、保護者の不安な気持ちに寄り添いながら支援することができた。

保健センターは、乳幼児健康診査等を通して保護者が支援者と出会う場であり、保護者にとって初めての支援者となることが多い。児の発達に悩み、不安を抱えた保護者に対し、遊びを通して保健センターが支援できる親子教室は、必要な事業だと思われる。

近年、民間の療育施設が充実し、発達に関して相談できる場が増えてきているが、今回の親子教室を通して保健センターだからできる支援もあるのではないかと気づかされた。

今後も、児童発達支援センターと連携を図りながら、支援が必要な児と保護者が、必要な支援につながれるよう、継続して教室を実施していきたい。



親子グループ

### カンガルーの会

◎保護者の方と一緒に遊んでお子さんと楽しい経験をたくさんしましょう。  
◎お子さんの喜ぶ遊びや、日々の生活に生かせる関わり方を学びましょう。  
◎遊びの中でお子さんの好き！楽しい！を一緒に見つけられるといいですね♪  
カンガルーの会では、お子さんの成長ペースにあった適切なかわり方や経験を積んでいくことを目的としています。

**当日の予定**

場 所：川越市総合保健センター 3階 研修室  
持ち物：飲み物（お茶かお水）、汗拭きタオル  
時 間：10時～11時（受付：9時50分～）  
流 れ：  

- ◇ 受付
- ◇ はじまりの会（サンサンたいそう）
- ◇ ふれあい遊び（リズにのって、ラララぞうきん等）
- ◇ 体を使った遊び
- ◇ 休憩
- ◇ 自由遊び
- ◇ おわりの会（はたらくるま）

質問や相談のある際は、お気軽にスタッフまでお声掛けください！！

## 母子保健における常勤心理士と保健師の連携の実例

ふじみ野市保健センター地域健康支援係

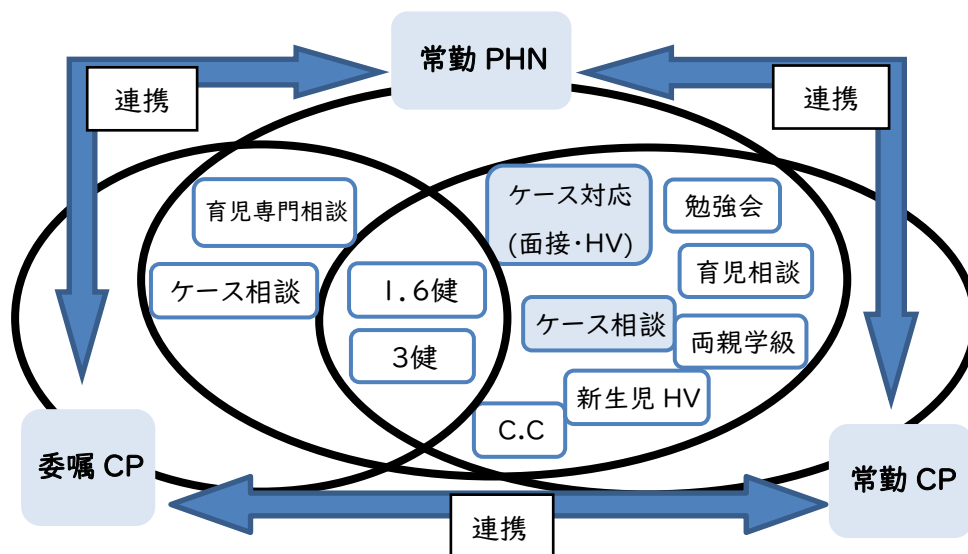
○小山慎介 島川千紗都

### 1 経緯

平成 18 年度に自殺対策基本法が制定されたことに伴い、本市においては平成 22 年度から調査・研修及び自殺対策庁内連絡会議を設置し、自殺予防対策を実施している。こころの健康相談やゲートキーパー養成研修のほか、母子保健分野においても、発育発達相談や育児に関する相談を、非常勤の臨床心理士（以下 CP）に委嘱してきた。

そのような中、母子保健分野において、子どもの言語発達相談を含む神経発達の相談や、産後うつや神経発達症の疑いのある保護者からの相談が増えてきたことにより、専門的に相談できる CP を配置することで日頃からの相談体制を整えたいとのことから、平成 28 年度に常勤 CP（男性）を保健センター地域健康支援係に配置し、主に自殺予防対策、精神保健福祉相談、及び母子保健の業務を担うことになった。

母子保健業務の一部を委嘱 CP に残しつつ、乳幼児健診、各種相談事業、日常的な母子保健相談（個別面接や訪問指導等）に常勤 CP が従事することで、常勤保健師（以下 PHN）との日常的な連携が実現し、密度の濃い支援体制を作り上げた。さらには、女性 CP を希望する妊産婦等のニーズもあり、令和 3 年度に常勤の女性 CP を増員し、一層の柔軟性を持つ支援体制の充実となった。



図<母子保健事業における PHN と CP（常勤・委嘱）の連携>

### 2 常勤心理士による母子保健事業内容と連携

#### (1) 常勤 CP による母子保健事業内容

常勤 CP が従事する主な母子保健事業は、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診、育児相談、両親学級の 4 つである。健診事業では、対象児の発達全般と保護者（主に母親）の育児や精神保健に関する相談を受けている。育児相談は健診後のフォローアップ事業としての色が強いいため、対象児の成長発達の伸びはもちろん、母子関係や家族内力動などにも着目し、より細や

かな指導や関係機関への紹介を行っている。両親学級では、父親・母親の産後うつ予防や父親の育児・家事参画推進をテーマに講義を行っている。

## (2) 常勤 CP と PHN との連携

母子保健業務のメインは母子支援（家族支援）であると言っても過言ではない程 PHN は多くの時間と労力を様々なケースの支援に充てており、それはどこの市区町村においても同様ではないだろうか。そのように支援を模索する中、発達心理学や家族心理学を含む臨床心理学的視点が必要と思われるケースに対して、常勤 CP と PHN で下表のように連携している。

表<常勤 CP と PHN との連携内容> ※H29 は他課に異動 (延べ件数)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
PHN からの相談	96		101	139	154	251	228	208
同席面接	24		26	30	24	46	24	10
同行訪問	12		16	18	12	12	17	19
CC	5		4	8	10	4	3	2
常勤 CP 配置数	1	0	1	1	1	2	2	2

## 3 効果

### (1) アセスメント・フォローの質の向上、重篤化予防

PHN の持つ看護学と保健学の視点に、CP の臨床心理学や発達臨床心理学の視点を加えることで、アセスメントの質を高め、より効果的な支援策を講じることができている。それは、乳幼児健診における対象児の発達状況の確認をはじめ、家族単位での支援を要する困難ケースの場合も同様である。母子保健の支援者を特に悩ませがちなのは、保護者に人格障がいや神経発達症の疑いがある場合ではないだろうか。ケースからの支援拒否や、支援者と共依存的になる場合等、その困難さはわかりやすいものから、一見うまくいっているかのように思えるものまで多岐に渡る上、重篤化する可能性も高い。このような困難ケースへの支援は、その時最適と思われるアセスメントと、最善と思われる支援を行い、そこから得られる相手の反応を元に、またアセスメントをし直した上で、再びケースの前に立つ…その繰り返しである。この試行錯誤の精度を高めるため、PHN と CP が互いの専門性を活かしながら、常日頃連携している。

### (2) 日常的な意見交換による、互いの支援技術向上

知識の充足はもとより、自身の弱点の領域が明確になる等、日常的にケースの相談を行うことで互いの支援技術が向上していく実感がある。PHN と CP が同じ常勤職として対等な立場で意見交換することで、尊重しつつも互いの良き鏡となり、支援技術の向上に繋がる体制となっている。また、CP との会話を通して、PHN 自身の成育歴や価値観等が、ケースへの態度や支援内容に無意識に表れていることに気付くこともあり、CP が PHN のスーパーバイザーのような一面も担っていると言える。

## 4 まとめ

本市では常勤 CP と常勤 PHN との身近な連携を通して、支援の充実と人材育成の有効性が示唆された。今後、こども家庭センターの設置に伴い、児童福祉と母子保健が一体となることで、虐待ケースをはじめ乳幼児期から青年期までのライフサイクルに沿った総合的な支援が市町村に求められていく。幅広い相談に対応できる人材育成が課題として挙げられているが、本稿で述べた CP との身近な連携体制の充実が、一考の糧となれば幸いである。

## 連携強化を目的とした長期療養児に関する情報交換会を実施して

所属 埼玉県南部保健所

氏名 ○小林葵依 石北芽依 本山智佳子  
田中聖子 安達昭見 平野宏和

### 1 はじめに

医療的ケア児とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」と定義されている。医療的ケア児の支援は専門性が高く、医療、療養、福祉、教育と多分野に及ぶことから多機関が連携して支援することが重要である。しかし、この連携が円滑にいかない等の課題が挙げられており、この課題を打開すべく、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の中で、都道府県は医療的ケア児等支援センターを設置することができると示された。

令和5年6月に、当所管内を管轄する医療的ケア児等支援センターが開設された。当所でも長期療養児の支援の連携に関して、上記の課題に直面していたことから、長期療養児について異なる支援や専門的知識を持つ関係機関が集まり、情報共有や連携を強化すること、当所管内の課題を明らかにすることを目的に情報交換会を開催した。実施前後のアンケートとディスカッションから得られた内容をもとに今後の事業展開について報告する。

### 2 実施内容

本来、長期療養児教室の事業は、医療的ケア児やその家族が集う会を実施できることが望ましい。一方、人工呼吸器やバッテリー等持ち物が多く外出が容易ではない点、サービスの利用で予定が埋まっている点、他の家族の予定や学校行事が重なっている点等により、集う会に参加するのが難しいのが現状である。そこで、今回は長期療養児に関わる支援者での情報交換会を実施し、各機関が提供している支援や直面している課題等を共有し相互理解を深める目的で企画した。

情報交換会の実施は、当所において初めての試みであったため、出席者は、日頃から医療的ケア児の支援で連携している機関を保健所が選定した。対象の20機関に事前提出アンケート〔図1参照〕を配布した。

- |  |
|--|
| <p>Q1 長期療養児にどのような関わりがあるか</p> <p>Q2 関わる中で課題を感じる場面はいつか（複数回答）<br/>病状／発育・発達／医療費／災害時／家族やきょうだい／連携／その他</p> <p>Q3 Q2について具体的な場面について（自由記載）</p> <p>Q4 長期療養児の支援がどのようになると良いと考えるか</p> <p>Q5 保健所に期待する取組はあるか</p> |
|--|

図1 事前提出アンケートの内容

### 3 実施結果

出席率65%、アンケート回収率80%。医師、看護師、医療的ケア児コーディネーター、介護福祉士、保健師等6職種19人が集まる。当日は後述する3つの議題に沿って運営した。

#### (1) 保健所から活動報告

当所における小児慢性特定疾病受給状況の報告では、疾患群別受給状況を報告した。また、継続申請で受理した158の医療意見書から読み取ることができる、「疾病の現状」、「就労状況」、「合併症」、「治療状況」、「医療的ケアの種類」を分析した結果も報告した（令和5年9月末時点の状況）。さらに、保健所が日頃から家庭訪問を実施している家庭に同意を得て、在宅療養生活の様子や各家庭の工夫を撮影した写真を紹介した。写真の家庭に家庭訪問していて親しみが深い出席者からは喜びの声が聞かれ、会場の雰囲気が和んだように感じられた。



## (2) 医療的ケア児等支援センターから活動報告

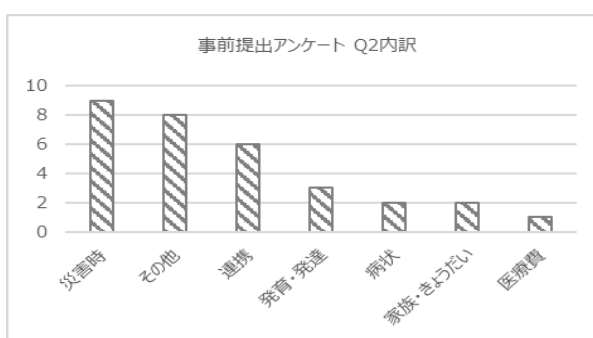
埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターカリヨンの杜から、活動内容を報告。

## (3) 事前提出アンケートに沿ったディスカッション

事前提出アンケート Q4 に回答された内容をキーワードごとに分類したところ、4 項目にまとめられた [図 2 参照]。分類された 4 項目に沿って 70 分間のディスカッションを実施した。その他、各事業所や施設の特徴、支援内容、直面している課題を発表し、質問し合う時間や事前提出アンケート Q2 を発表する時間を設けた。事前提出アンケート Q2 で最も関心が高かった災害については、避難行動要支援者名簿の作成、情報共有や個別避難計画の作成、災害時の電源確保、避難先確保等の課題が挙げられた。また、各機関が取り組んでいる長期療養児への災害時支援を共有した。災害に次いで多い“その他”では、移行期医療、レスパイト入院、保育園入所、通学手段、移動支援等の課題が挙がり、各機関が直面している現状を共有した。



図 2 事前提出アンケート Q4 までのまとめ



グラフ 1 事前提出アンケート結果の内訳

## 4 考察

今回の情報交換会は、それぞれが直面している課題を挙げ、共有までを目的としたこともあり、支援者は、長期療養児の療養生活が、良くなることを願う一方、専門性が高く多分野に及ぶ長期療養児への支援に、模索していることがより一層言語化され明らかになった。解決策を考えるまで至らなかったが、事後アンケートに寄せられた、『対面式でとてもよい情報交換会だった』や『地域を良くしていこうという人がこれだけ沢山いるのだなと思うと、とても嬉しくたくましく思い、頑張れそうな気がする』、『普段多忙で関わりを持つことが難しい機関の方と支援の課題について話すことが出来て、大変有意義な時間となった』等の回答から、共感が得られ、同じ課題に向き合う仲間存在に励まされたことが伺えた。日頃から連携している関係機関が、対面で集まったことは前向きになることができる有意義な時間だったと考える。

## 5 今後の展開

支援者同士が一同に介すことにより、互いの役割や支援内容を把握することに加えて、顔が見える関係性を構築することができる。この顔が見える関係性が構築されることで、必要な時に必要な支援者との連携が円滑になり、それが長期療養児やその家族の支援に繋がるのだと感じた。事後アンケートに、『今後も色々なアプローチについて検討できたら良い』、『ぜひ定期的に続けてほしい』等、継続開催を期待する声が多く寄せられたことから、出席者も同様に感じたことが推察された。

今後も支援者が集う情報交換会を継続し、課題の共有のみならず解決策を検討していきたいと考える。また、家庭訪問する中で相談件数が増えてきた長期療養児のきょうだいの健康課題についても支援者間で学習したり、共有したりし、視野を広げていきたい。



## 子どもの心のネットワーク事業の振り返りと一考察

埼玉県春日部保健所 ○伊藤朱里 福島裕美 大塚陽子  
沼知美 田中良明

### 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、コロナ禍以前の生活に戻る中で、不登校や登校渋りの子どもの問題が浮き彫りになっている。そのような中で、子どもに関わる関係者が、新型コロナウイルス感染症が子どもに与えた影響を学び、不登校等への対応を知ることを目的として研修会を実施した。併せて、関係者で情報・課題を共有し、顔の見える関係を作り、多職種で連携して子どもや親を支えていける地域づくりを目指して会議を行ったので報告する。

### 2 経緯

令和4年度の埼玉県の小学校の不登校児童数は4,395人で前年度比35.5%増加、中学校の不登校生徒数は9,715人で前年度比22.4%増加している。日本全国の状況も同様であり、不登校児童・生徒数は年々増加している<sup>i</sup>。

令和4年度及び令和5年4月から7月の当所の子どもの心の健康相談の実施状況は、図1のとおりである。令和5年7月末時点で、令和4年度と同数の不登校に関する相談が入っている。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、コロナ禍で人と人とのつながりが希薄化していた状況から急にコロナ以前の生活に戻る中で、不登校や登校渋りの子どもたちが増加していると考えられた。

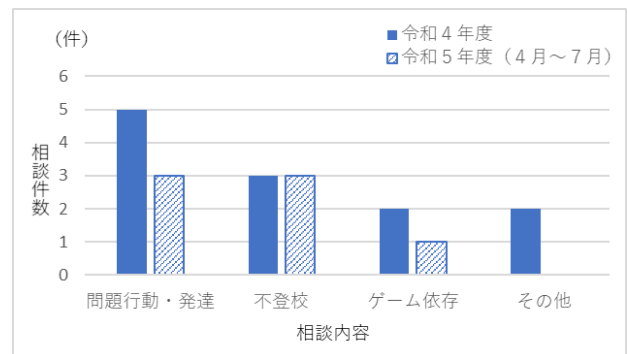


図1 子ども心の健康相談の実施状況

### 3 実施内容

上記の経緯をふまえ、下記の研修会及び会議を実施した。

テーマ	「新型コロナウイルス感染症が子どもに与えた影響と不登校の子どもへの支援」
日時	令和5年8月18日(金) 14:00～16:30
対象	管内教育関係者、母子保健・児童福祉担当者
内容	研修会：上記テーマについての講義 会議：不登校に関する現状、課題や取組についての情報共有、意見交換 講師及び助言者：子どもの心の健康相談担当医、臨床心理士 ※会場とZoom併用のハイブリット型で開催

### 4 実施結果

参加者は合計18名で、内訳は図2～3のとおりである。研修会では、医師及び臨床心理士からテーマについて講義いただいた。また、会議では、不登校の子どもだけでなく、保護者とのかかわりや家族全体の問題、ゲーム依存等様々な問題があるケースが増えている等の現状の共有があった。参加者へのアンケート結果は図4～5のとおりであり、「現場の話が共有できた」、「関わり方のポイントを学ぶことができた」、「様々な立場の関係者からの話を聞くことができて参考になった」との声があった。

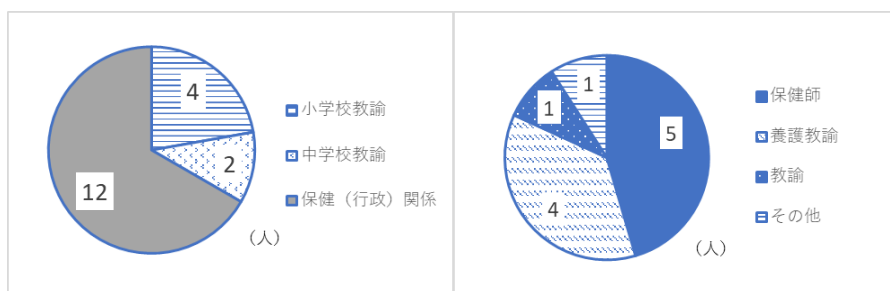


図2 研修会・会議参加者内訳

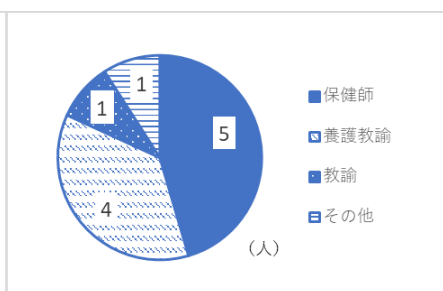


図3 参加者職種

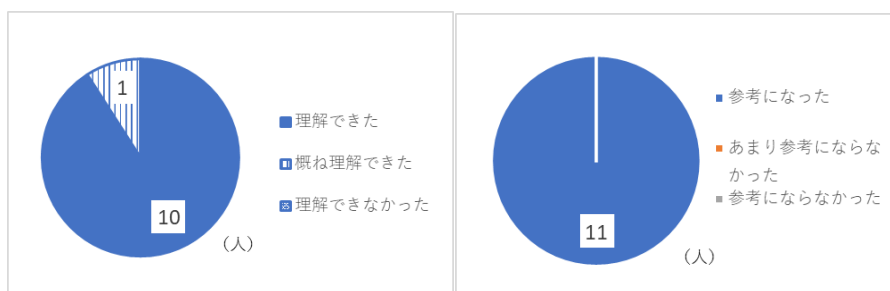


図4 研修会・講義の理解度



図5 会議の満足度

## 5 考察

研修会での医師及び臨床心理士の講義により、管内保健師や養護教諭等の不登校の子どもへの支援に関する理解を深めることができた。

また、会議では、不登校と同時にゲーム依存や家族の力の弱さ等、問題が複雑化していることについて共有された。今後、学校関係者が支援にあたる上で地域の関係機関と連携して対応することで対応の幅が広がるものと考えられた。当所では、保護者と学校の双方の理解がある場合は、子どもの心の健康相談に保護者と学校の先生が一緒に来所しての相談も行っている。会議や個別ケースの対応の中で、保健所の相談内容や保健センターの役割を知っていただく等、地域の関係機関のできることを伝え、連携を深めていく必要があると思われた。

さらに、会議で関係機関との情報共有を行うことで、それぞれの立場で苦慮しながら日々対応している現状を知ることができた。次回の会議では、より他機関との連携強化を図るため、困難事例の事例検討等を含めた研修会の実施を検討したい。

## 6 効果的な事業展開に向けて

保健所で相談を受けている不登校の子どもは、不登校のみではなく、発達・家族機能等様々な問題があり、専門医療機関への受診を勧められる方も少なくない。しかし、専門医療機関は混み合っており、現状では受診まで半年以上の期間を要することも多く、相談先に困る子どもや家族は多い。専門医療機関の受診につながっていない子どもや家族にとって保健所の子どもの心の健康相談は重要な相談先の一つである。

学校、保健センター、医療機関等多機関との連携強化を図り、コロナ禍で希薄となった地域のネットワークを再構築することは保健所の大切な役割である。今後も子どもの心の健康相談や研修会及び会議により、不登校を含めた多岐にわたる問題を抱えた子どもや家族の支援について、関係機関との連携を深め、地域全体の対応力を高める一助となるよう努めていきたい。

<sup>1</sup>埼玉県教育委員会 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/toukei/jidouseito-mondai-kekka22.html> R5.12.15 9:00 アクセス



### 3 効果的な事業展開に向けて

#### (1) 若い世代の相談ニーズからみえる課題

全相談内容の約6割を占める「妊娠したかもしれない」、「避妊について」の相談の中には、妊娠の可能性が極めて低い行為であっても「妊娠してしまったらどうしよう」と不安を抱える声や、「生理が遅れているから不安」といった心配の声が少なくない。このような相談の背景には、妊娠に関する知識の不足や、性と健康について学ぶ機会が十分でないことなどが考えられる。学校教育の場等で、正しい知識を学ぶ機会を作ることは、溢れる情報に翻弄される若い世代の不安を軽減するとともに、望まない妊娠を防ぐことに繋がると考える。

県では、学生に向けた教育・啓発活動として学校への出前講座を行うほか、自治体の支援者を対象にしたプレコンセプションケア普及啓発のための研修会を実施している。若い世代が、自身のからだの状態を把握し、将来の妊娠やからだの変化に備えた健康管理を意識することができるよう、継続してアプローチを続けていきたい。

#### (2) 様々な困難を抱える女性への支援

にんしんSOS埼玉では、電話やメールで受けた相談の中で、緊急を要する内容や関係機関への連携が必要なケースについて、面接や同行支援を行っている。同行支援を行うケースの中には、家族関係や家庭環境から誰にも相談できずに未受診のまま時間が経過してしまっているケースや、「受診したい・中絶したいと思っているがお金がないのでできない」といった貧困を背景に抱えるケース、「帰る家がないので、ネットカフェや友人宅を転々としている」という居場所が無い妊婦のケースもある。

相談記録のキーワード抽出における「DV」、「同意書」という言葉にも注目したい(図4)。これは、身体的・精神的暴力、性暴力の被害を孕む相談や、パートナーとの関係性から「中絶したいが相手から同意書が貰えない」といった内容の相談を含んでいる。

こうした複雑な背景を抱えた相談者がいることを念頭に、「妊娠」という目の前の事象のみに目を向けるのではなく、本人の成育歴や人となりを丁寧に紐解いていくことで、相談者の想いを引き出し、本人の望む将来へ向けた支援が実現するものと考えられる。

また、困難を抱える女性の支援にあたっては、相談者との繋がりが途絶えないようにすることが重要である。相談者が抱える問題の複雑さから、既存の社会資源や公的支援ではその全てを解決することが難しいという課題もあるが、1つの機関で対応を完結することは困難であり、支援には多機関連携が不可欠と考える。

今後も、具体的事例を用いたケースワークや相談対応を盛り込んだ実践的な研修を実施することで、支援者の相談スキル向上を図るとともに、多機関が協働し地域全体で支援を行うことができる体制づくりの一助としたい。

### 4 おわりに

思いがけない妊娠への戸惑いや不安な気持ちに寄り添い、支援対象者を取りこぼしてしまわぬように、相談窓口や自治体の支援体制を整備していくことが必要である。若い世代へ向けた性と健康の教育、普及啓発を継続して実施していくとともに、「何かあったらいつでも相談できる場がある」ということを発信し続けていくことで、誰もが相談しやすい体制を整備していきたい。